

7K1BIB山内氏が選挙公報上で高尾前会長の誹謗
中傷の削除を「選挙管理委員会」に求めた文章。

令和6年3月27日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
選挙選挙管理会
会長 JH1TID 木村 輝美 様

申立者
全国の区域内の理事の候補者選挙立候補者
住 所 東京都大田区大森中 3-23-7
呼出符号 JG1KTC
氏 名 高尾 義則



上申書

選挙規程第 16 条第 2 項において、「前項の文書（注：選挙公報の掲載文書）には、他人の名誉を傷つけ、信用を損なうような表現をしてはならない。また、不実の記載をしてならない。」と定められておりますところ、後記のとおり、7K1BIB 山内貴博候補者の選挙公報には、不実の記載、及び、名誉を傷つけ、信用を損なう悪質な表現があります。公正公平な選挙とはかけ離れた誹謗中傷を内容とするものです。

つきましては、選挙管理会に対し、選挙規程第 16 条第 3 項に基づき、「当該部分の訂正又は削除を勧告し、勧告に応じないときは削除する」ことを即刻実施していただくよう上申いたします。公平公正な選挙を実施いただくために即刻削除すべきものですので即時ご対応いただきますようお願いいたします。

記

山内貴博候補者の選挙公報の掲載文書（令和6年通常選挙全国の区域内の理事の候補者の5枚目に当たるもの）（以下の URL）の中に、以下の記載内容があります。

JARLに対して自分ができる貢献(具体的に)

①弁護士としての知識・経験を惜しみなく投入し、組織運営の透明化・活性化に貢献します。会計帳簿開示裁判により、前会長時代の使途不明金（「会長 打合せ」と称する飲食費など）の存在が明らかになりました。前会長は執行部を去りましたが、このような不祥事が二度と起こらない体制作りを進めます。もうあの時代には戻してはなりません。

なお、選挙公報については、以下の URL です。

https://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-3_Kokuchi/2024/koho/2/riji_zenkoku_2.pdf

まず、会計帳簿の開示請求訴訟では、開示するように判断が下りましたが、**使途不明金については指摘されておりません。**

また、社員有志からは、一方的な報告書が JARL に提出されておりますが、**使途不明金について、具体的な指摘もなく存在しません。**

書面でも申上げております通り、私的飲食費・私的費用と指摘されている 2017 年度以降の

支出すべての点について、すべて連盟組織のための活動にかかわるものであり、私的飲食費。私的費用であると指摘される類いのものは一切ございません。

会員皆様のために会長職に専念し、会員皆様のサービス向上、会員皆様の満足度の向上、会員増強、組織の活性化、連盟の発展に向けて、幅広い広報活動をはじめとした積極的な取り組みを行うなど、連盟組織のための活動をしたものであり、私的飲食費。私的費用であると指摘されるいわれはございません。使途不明金というものは存在しません。

日本アマチュア無線連盟の会計責任者は専務理事でありますところ、私的飲食費。私的費用と指摘されている 2017 年度以降の支出についても会計責任者により決済されたものであり、加えて、税理士による確認及び承認、監査法人公認会計士による監査、さらには、監事監査、理事会、及び社員総会にてご承認いただいておりますので、使途不明金はございません。

事務局の受付、承認、専務理事の決済その他をパスしてるのにいつまで森田山内執行部はこの問題を自分たちの都合のために利用するのだろうか？

さらに、「不適切と思われる支出」、「多数の私的飲食費」「私的な費用」に、どれがあたり、それがなによえ「不適切と思われる支出」、「多数の私的飲食費」「私的な費用」に当たるか、具体的にその詳細をお示しいただきたく、申し入れを行っております。

具体的に何も示さずに、一方的に断言していること自体、大きな問題ではないでしょうか。具体的に指摘もせずに、決めつけて表現することは、公平公正な選挙と言えるのでしょうか。

山内貴博候補者の選挙公報の掲載文書の「会計帳簿開示裁判により、前会長時代の使途不明金（「会長 打合せ」と称する飲食費など）の存在が明らかになりました。前会長は執行部を去りましたが、このような不祥事が二度と起こらない体制作りを進めます。もうあの時代に戻してはなりません。」との部分は、「他人の名誉を傷つけ、信用を損なうような表現をしてはならない。また、不実の記載をしてならない。」に該当します。

つきましては、選挙管理会に対し、選挙規程第 16 条第 3 項に基づき、「当該部分の訂正又は削除を勧告し、勧告に応じないときは削除する」ことを即刻実施していただくよう上申いたします。公平公正な選挙を実施いただくためには即刻削除すべきものですので即時ご対応いただきますようお願いいたします。

以上